2022年11月19日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2022年11月19日午後2時から午後4時半ごろまで

【会場】Zoom による遠隔研究会および会議

【出席者】

玉江、大友、小林、林、巫(5名)

2. 議長の選任

以前の会での決定にしたがい、小林秀彦氏を議長に選任し、研究会を開始しました。

3. 研究報告

【報告者】小林秀彦

日本の刑事司法で冤罪の原因となっている事実認定における自由心証主義について、明治大学の数学の教授であった木下信男氏の著書¹を基本資料として、裁判官の主観を事実として認定する現在の日本の司法(特に刑事司法)の問題を、刑事訴訟法 317 条、318 条および 319 条を検討し、自由心証主義が刑事訴訟法に導入される歴史的な経緯を検討して、問題点を指摘した。報告レジュメはホームページで公開する。

3. 議論の要約²

【裁判官の自由心証主義】

(小林)〈刑事訴訟における裁判官の自由心証主義は裁判官が主観を事実とみなすことにより冤罪の温床になっており問題だが〉刑事訴訟法の参考書を何冊も読んでみると、その点について批判的に検討している本はほとんどなく、自由心証主義を自明の前提のように書いている。これは、そのように無批判に自由心証主義を理解することが司法試験に合格する必須条件だからだ。このようにして、裁判官や検事だけでなく弁護士も、自由心証主義の問題点を理解できないまま、裁判に向かうので、不合理な判決、誤判を訂正することができない。

明治大学の教授だった木下信男が書いた『裁判官の犯罪「冤罪」』という本では、この点を取り上げて検討、批判しているが、彼の専門は法律ではなく数学なので、法曹界の人間は彼の説を全く無視している。この人は巫さんが明治大

¹ 木下信男『裁判官の犯罪「冤罪」』樹花舎、2001年6月1日

 $^{^2}$ 議論の要約であり、この順で、この言葉通りの議論が行われたわけではありません。

学の学生だった 1970 年代に、同大学で数学を教えていた人ですね。

(巫) 〈ネットで調べて〉退職後に冤罪事件を裁判所に正させる活動をしていますね。2003年に亡くなっておりました。明治大学の先生はやはり素晴らしい人が多いですね。

【戦前の日本の大学生について】

(林)司法に問題があることはわかるがどうすればいいのでしょうか。中国では人権派弁護士が弾圧されているが、戦前の日本でも同じようなことが行われていたのではないか。それに逆らって、死刑にされた弁護士は日本にいたのでしょうか。

(巫)戦前の弁護士というのは今のように司法試験で選別され、〈司法研修で洗脳されて〉振り分けられ、かつ経済的にも一定の保障を受ける弁護士とは異なり、法学部を卒業すれば自分で弁護士を開業できるというようなものだったのではないでしょうか。弁護士は完全に在野だったので、〈検事・判事に比べて身分的に下位に見られ〉経済的に自立するのも大変だというような存在だったのではないか。

(小林) しかし、大学を卒業して学士になれば、地位は高かったはずだ。

(巫) 学生の数も少なく、エリートだったのに、当時の学生はマルクスの本とか読んだりしているので、警察に憎まれ、攻撃されていたような感じでしょうか。しかし〈小林さんの母校の〉慶応大学はそういう学生はいなかったのでしょう。

【日本共産党による野坂参三の除名について】

(小林) いやいや〈日本共産党の草創期の指導者の〉野呂栄太郎が出ましたよ。 野坂参三も出ましたが、彼は問題のある人で日本共産党を除名された。

(巫) 野坂参三のスパイ説と除名については、日本共産党の処置と主張に問題があるという文献3を読みました。コミンテルンのスパイだったという日本共産党の主張は冤罪ではないかといわれています。

【アメリカの裁判における判事の役割について】

(小林) 大友さん、〈このような事情について〉アメリカの裁判はどういう風に なっているのですか。

(大友) 私は刑事事件の経験はないので、民事事件について話します。民事訴

³ 中北浩爾『日本共産党-「革命」を夢見た 100 年』、中央公論新社、2022 年 5 月 22 日、137-138 ページ、300 ページ。和田春樹『歴史としての野坂参三』平凡社、1996 年。佐藤優『日本共産党の 100 年』、朝日新聞出版、2022 年 7 月 30 日、も参考になる

訟では、訴状が提出されると、大部屋に統括判事がいて、事件を振り分け、まず当事者同士で話し合って解決できないかを聞きます。当事者同士が話し合って、裁判にしなくても解決すれば、訴訟外で終了します。話し合いがつかない場合には、調停(arbitration)を勧められ、そこでは退職した判事や法律家の名簿から担当する人を選んで、話し合います。調停で合意すれば事件はそこで終わり、不調になると、mandatory settlement conference という手続きに入り、統括裁判官は Division H とか Division P などの部屋を持っている裁判官のもとに行くように言います。そこで、合意できないかを話し合い、それでも解決できない場合に本裁判になります。まず、陪審員をつけるかどうかを双方で相談し、両方が不要だとすれば陪審員はつかず、片方が必要だと主張すると陪審員がつきます。陪審員は刑事では 12人で全員一致でなければ有罪にできませんが、民事では 9人で、3分の 2で決定できます。双方で陪審員なしで本裁判にしたいと希望すると、統括判事(precise judge?)が、では Division T などの部屋に行けと言い、その部屋に行くと判事がいて、本裁判を始めようということになります。

(小林) その場合に、判事は事件の判断にどうかかわるのですか。日本だと判事さんが「大体こうだろう」と考えていて、出した書面など全部は読まないんですよ。判事は細かい主張を無視して大雑把に判断して、判決を創作してくるので、当事者が出した書面などとかなり異なるものになるのです。アメリカではそういうことはなく、双方の主張をよく見てくれるのですか。

(大友)はい、見ますね。日本では裁判が始まると一人の裁判官が途中交代しない限り抱え込んで最後まで担当するので、好き勝手にしやすいのですが、アメリカでは、統括判事がいて、調停の判事がいて、mandatory settlement conference の判事がいて、本裁判の判事がいて、そのうえで、たいていの場合は、早い段階でデポジションをして、ほとんどがそれで決まるので、担当している裁判官が一方の側についてインチキをすることがしにくいシステムになっています。それがいいのです。

日本にはそれがないので、一人の裁判官が事件を抱え込んで、好きなように やりやすい制度になっているのですよ。それが不当判決の温床になっているの ではないですか。その上に、法律で裁判官の良心にまかせるとかいい、さらに 自由心証主義ですか、裁判官がそう思えばそれでいいし、そう思わなくとも思 ったと言えば、他人は誰も何も言えない。

アメリカでは調停や mandatory settlement conference や多くの人が関与しており、デポジションでは嘘をついても分析されるので、インチキしにくいのです。日本ではインチキし放題でこれが日米の裁判の差ではないですか。

(小林) そのようにいろいろな段階を経て裁判をするのですが、その時の記録

は残されているのですか。

(大友)全部残っています。たとえば、デポジションで話をするときに、簡単なメモを書いて説明することがあったとして、それらは全部証拠になります。 その上に、ビデオ撮影の記録があり、誰かが記録を変造しようとしても、非常に困難です。

(小林) ビデオ映像などは残っているのですか。日本の場合はそのようなものはないし、録音の記録もないです。法廷での証言は録音されるのですが、データは廃棄され、紙に書き直した記録だけが証言記録になるので、後で確認できません。

(大友) 私もそのことで、〈日本での〉 私の裁判でひどくもめたことがあります。 東京高等裁判所で資料を出すように求めたとき、もらうのではない、対価を支 払うのだからと言って要求したのだが、結局、裁判所は出さなかったですね。 結局ね、日本の裁判所は好きなように当事者を支配して、裁判を利用する我々 が裁判所を管理するのではなく、裁判所が利用者を好きなように牛耳ることが できるシステムになっているので、どうすることもできないのです。 抜本的な 改革が必要です。

(小林) 日本の裁判の記録は 1 時間話しても数行しか書いていないし、いつ始まったかは書いてあるが、いつ終わったかは書いていない、ひどいものですよ。

(大友) だからね、裁判の体をなしていないので、日本で裁判をするときは運を天に任せてどうなるかというだけで、裁判の機能を当てにするのは間違いだということですよね。私は、最初は日本の裁判でも裁判は裁判なのだから、もめごとがあってごちゃごちゃしていた時に、裁判を受ければ少しはすっきりさせてくれると思っていたのですが、裁判をすると前よりもひどくごちゃごちゃになるというのが日本の裁判所ですね。

だから、日本の法律で裁判官の良心にまかせるというのと、自由心証主義というのは、削除しなければだめですね。裁判官の良心など悪い良心もあるのだから、そのようなものに任せちゃダメですよね。証拠主義に徹底するべきです。

(巫) 自由心証主義で、自由心証による判断に制限を加えるという方法ではだめなのですか。

(大友) それはだめです。証拠主義にすべきです。

(小林) しかし、日本の学者や法曹人がそういうことを言わなければ、制度は 変わらないのです。

(巫) 先ほどの発表でそういうことを論じているのも学者でしょう。

(小林) しかし、少数派ですから、制度を変えられないのです。

(大友)前にアメリカで、問題のある日本の裁判を担当しますよという弁護士 と知り合って、自分の事件を依頼したのですが、結局その弁護士も、「大友さん は日本に住んでいないけれども、私は日本で弁護士を営業していかなければならないので、裁判所と喧嘩をして大友さんの裁判で勝てても、そのあとで弁護士として活動することができなくなる」というので、私の事件を担当してくれなかったです。そういう事情を変革しなければ、日本の裁判は腐ったままどうしようもないままですよ。だから、数日前のニュースで東京高裁を爆破するという話がありましたよね。

【東京地裁爆破予告事件について】

- (林) アメリカにいる大友さんにそう言うニュースが伝わっているのに、日本にいる私たちは知らないですよ。日本はそういう国なんですよね。〈検索して〉ニュースは調べれば出てくるけど、報道されていませんね。隠されているのかな。東京高裁が入庁禁止にして、一般人をすべて庁外に避難、数百の法廷が中止。Eメールで脅迫状が届いたからだ。犯人はすぐに捕まりますかね。
 - (巫) 誰がやったんだろう。こういう話になると、みんな喜んで話しますね。
 - (林) 会のメンバーかな。電話して聞いてみよう。

【閉会】

(玉江)本日は体調が悪いので、ベッドで横たわってきいていました。すみませんでした。

(小林) そろそろよろしいですか。

- (巫) 本日の発表の資料はホームページで公開するのならば、パワーポイントではなく、印刷して PDF にした方がいいですね。
- (小林)では、PDF にして後で送ります。では今日はこれで終わりにしましょう。次回は、二週間後の12月3日の2時からで、テーマは山村さんの活動の報告を聞くことにしましょう。
- (大友) 閉める前に、爆破予告事件のその後の情報を調べることをお願いしま す。
- (巫) E メールで発信元をわからないようにすることはできないのですかね。 (小林) では、終わります。どうもありがとうございました。
- (参加者) どうもありがとうございました。

4. 次回の予定

次回は、2 週間後の日本時間 2022 年 12 月 3 日 (土) 14 時から 17 時くらいまでの 200m 会議とします。200m ホストは小林さんです(米西部時間では、2022 年 12 月 2 日(金)22 時から 25 時くらい、米ハワイ時間では 18 時から)。テーマは山村さんの事件のその後の状況を話してもらうということを予定し

ます。

2022 年 11 月 21 日 巫召鴻